

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【公開番号】特開2016-76177(P2016-76177A)

【公開日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-028

【出願番号】特願2014-207620(P2014-207620)

【国際特許分類】

**G 07 D 9/00 (2006.01)**

【F I】

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| G 07 D | 9/00 | 4 2 6 C |
| G 07 D | 9/00 | 3 2 6   |
| G 07 D | 9/00 | 4 0 8 E |
| G 07 D | 9/00 | 3 2 8   |

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月27日(2018.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部と、

貨幣を金種別に収納する複数の金種別収納庫と、

外国の金融機関が発行した海外発行カードであるか否かを判定する判定部と、を備え、  
前記判定部による判定が前記海外発行カードであるとき、前記表示部は、外国語で表記  
された表示画面を表示することを特徴とする自動取引装置。

【請求項2】

請求項1に記載の自動取引装置において、

前記表示部に表示される取引選択画面の外国語表記選択ボタンが顧客に選択されず、かつ、前記判定部による判定が前記海外発行カードであれば、前記表示部は、前記外国語で表記された表示画面を表示することを特徴とする自動取引装置。

【請求項3】

請求項1に記載の自動取引装置において、

前記表示部に表示される取引選択画面の日本語表記のいずれかのボタンが顧客に選択される前に、前記判定部により前記海外発行カードであると判定されたとき、前記表示部は、前記外国語で表記された表示画面を表示することを特徴とする自動取引装置。

【請求項4】

請求項1に記載の自動取引装置において、

カード挿入口を有するカード取扱部を更に備え、

前記判定部は、前記カード挿入口にカードが挿入されたときに、前記海外発行カードであるか否かを判定することを特徴とする自動取引装置。

【請求項5】

請求項1に記載の自動取引装置において、

カード挿入口を有するカード取扱部を更に備え、

前記判定部は、前記カード挿入口にカードが挿入されると、該カードが前記海外発行カードであるか否かを判定し始めることを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 6】**

請求項 1 に記載の自動取引装置において、  
カード挿入口を有するカード取扱部を更に備え、  
前記取引選択画面から出金取引が選択された後、前記カード挿入口にカードが挿入されると、前記判定部は、該カードが前記海外発行カードであるか否かを判定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 7】**

請求項 1 に記載の自動取引装置において、  
カード挿入口を有するカード取扱部を更に備え、  
前記表示部は、日本語表記の取引選択画面を表示し、  
前記取引選択画面のいずれかのボタンが選択される前に、前記カード挿入口にカードが挿入されると、前記判定部は、該カードが前記海外発行カードであるか否かを判定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 8】**

請求項 1 に記載の自動取引装置において、  
カード挿入口を有するカード取扱部を更に備え、  
前記表示部は、日本語表記の取引選択画面を表示し、  
前記取引選択画面のお引出しボタンが選択された後、前記カード挿入口にカードが挿入されると、前記判定部は、該カードが前記海外発行カードであるか否かを判定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 9】**

請求項 8 に記載の自動取引装置において、  
前記判定部は、暗証番号を入力する暗証番号入力画面が表示されるまでに、挿入された前記カードが前記海外発行カードであるか否かを判定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 10】**

請求項 1 に記載の自動取引装置において、  
前記表示部は、取引金額の入力を受付け、  
前記金種別収納庫の少なくとも一つを、特定貨幣を収納する特定貨幣収納庫に設定し、  
前記表示部に前記特定貨幣を排出するか否かを選択可能に表示した特定貨幣排出選択画面を表示し、

前記特定貨幣選択排出画面から前記特定貨幣の排出が選択されたときは、前記取引金額から前記特定貨幣の額面に相当する金額を差引いた額の貨幣と、前記特定貨幣とを排出することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 11】**

請求項 10 に記載の自動取引装置において、  
前記特定貨幣排出選択画面は、所定の条件を満たした場合に表示することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 12】**

請求項 11 に記載の自動取引装置において、  
前記特定貨幣収納庫は、前記金種別収納庫の設定金種を切替えて設定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 13】**

請求項 12 に記載の自動取引装置において、  
前記切替えた設定金種の貨幣は、他の金種別収納庫の貨幣で代替えて排出することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 14】**

請求項 12 または請求項 13 に記載の自動取引装置において、  
前記切替える設定金種は、取扱頻度が少ない金種を選定することを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 15】**

請求項 12 ないし請求項 14 のいずれか一項に記載の自動取引装置において、

前記所定の条件は、出金取引における出金金額が一定額以上であることを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 16】**

請求項 12 ないし請求項 14 のいずれか一項に記載の自動取引装置において、

前記所定の条件は、出金取引の場合に、顧客の預金額が一定額以上であり、かつ定期預金の契約がなされていることであることを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 17】**

請求項 12 ないし請求項 14 のいずれか一項に記載の自動取引装置において、

前記所定の条件は、通常、前記表示部に表記されている言語とは異なる言語表記がなされたことであることを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 18】**

請求項 12 ないし請求項 14 のいずれか一項に記載の自動取引装置において、

前記所定の条件は、カード種別であることを特徴とする自動取引装置。

**【請求項 19】**

請求項 10 ないし請求項 18 のいずれか一項に記載の自動取引装置において、

前記特定貨幣は、記念貨幣であることを特徴とする自動取引装置。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上述した従来の技術においては、例えば、外国人が自動取引装置を操作する際、自動取引装置の表示画面には外国語表記が全くないか、若しくは、外国人自ら外国語表記に切り替える必要があるため、表示内容を容易に理解できない場合があった。今後、例えば、オリンピック等の特別な行事が開催される予定があることから、外国人が自動取引装置を操作する機会がより一層増加することが見込まれる。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記の問題点を解決するためになされたもので、自動取引装置が画面上の表記を外国語にすることを目的とする。

**【手続補正 4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上記課題を解決するために、表示部と、貨幣を金種別に収納する複数の金種別収納庫と、外国の金融機関が発行した海外発行カードであるか否かを判定する判定部と、を備え、前記判定部による判定が前記海外発行カードであるとき、前記表示部は、外国語で表記された表示画面を表示することを特徴とする。

**【手続補正 5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

これにより、本発明は、自動取引装置が画面上の表記を外国語にするという効果が得られる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

以上説明したように、本実施例では、複数の金種別収納庫を有する現金自動預払機において、その金種別収納庫の少なくとも一つを、当該金種別収納庫の設定金種を切替えて記念貨幣を収納する収納庫とし、現金自動預払機が判定する所定の条件を満たしたときに、特定貨幣排出選択画面としての出金金額確認画面を表示し、出金金額確認画面から記念貨幣の排出が選択されたときに、出金金額から記念貨幣の額面に相当する金額を差引いた額の貨幣と、記念貨幣とを排出するようにしたので、既存の現金自動預払機を用いて、通常排出されることのない記念貨幣の排出を容易に行うことが可能になり、金融機関にとっては大きな宣伝効果が期待される。

なお、本実施例では、記念紙幣を排出する現金自動預払機を例に説明したが、記念紙幣の収納庫に替えて、同等またはそれ以下の短手方向の長さを有する商品券等の紙葉類の収納庫として用いるようにしてもよい。